

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仙台市の人口は約109万人（令和5年5月1日現在の推計人口）となっており、東北地方最大である。本市の人口は東日本大震災以降も他市町村からの転入者の増加等に伴い増加傾向にある一方で、少子高齢化が進展しており、令和10年頃をピークに人口は減少に転じると見込んでいる。

本市の産業構造は第3次産業が中心であり、事業所及び従業者数ともに約9割を占め、市内総生産の8割以上を占めている。中でも、卸売・小売業は事業所数及び従業者数、市内総生産のいずれにおいても占める割合が最も高くなっており、このような産業構造から本市には「商都・仙台」という呼び名がついている。

一方で、卸売・小売業に次いで事業所数を占める割合が高いのは宿泊業・飲食サービス業及び建設業、従業者数を占める割合が高いのは医療・福祉及びサービス業（他に分類されないもの）、市内総生産を占める割合が高いのは不動産業及び専門・科学技術・業務支援サービス業となっており、多様な業種が本市の経済活動や雇用を支えている。

また、本市に本店を置く中小企業の割合は約99.6%と全体のほとんどを占め、従業者ベースでも約80.4%となっており、中小企業者は本市経済の中核を担っている。

現在、中小企業者を取り巻く事業環境の変化は激しく、不安定な国際情勢や物価・原材料費の高騰、感染症の拡大を契機とした急速なデジタル化や価値観の変容などが進む中、変化に適応して売上を拡大する事業者とそうでない事業者に二極化している。

本市においては、市内中小企業者に対して各種補助金制度等による支援を講じてきたが、競争力の強化や生産性の向上に資する前向きな取り組みを行う市内中小企業者を引き続き支援し、地域経済の活性化を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、東北地方の中心都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年平均50件（累計100件）程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

仙台市の産業は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業等の多岐に渡り、多

様な業種が仙台市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

仙台市の産業は、市内中心部や各工業団地、区画整理事業が進んでいる沿岸部の蒲生北部地区、山間部等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、仙台市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

仙台市の産業は、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業等多岐に渡り、多様な業種が仙台市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日から令和7年6月27日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。